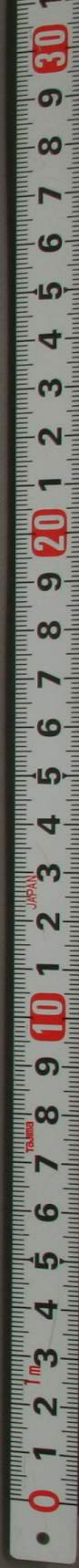




開國起原

伊5
2/10
20



特
2110
20

開國通典

開國起原卷十九

各國條約二 和蘭

千八百五十六年第一月三十日

安政二年乙卯十二月二十三日

和蘭

國王之全權ノーストルヤンヘンテリツキトニ
クルキエルシユス日本大君之全權荒尾石見
守川村對馬守永井岩之丞淺野一學和蘭語日
本語ニ條約長崎小於テ西極名判セ一處其和



蘭書面原文左に如し

條約

和蘭國王プリンスファンオランエナスサウゴ
ロートヘルトグファニリエクセムビエルゲエ
ンソーフラールツ名 爵大日本大君両國民往古
より通誼を固からしめんと欲し爰小時勢
を察ふし和蘭人より免許し事柄大君憲明の祖
に賜るし信牌し皆趣ふ弥符合ふ所方今反
行ふ處き處り至ふを以て双方全權の任を和
蘭國王よりツトルテルテファンテン子ト

海舟書屋

ルラニツセンレーフ名 爵テンヘールメースト
ル尊 稱ヤンヘンデリツキドニクルキユルシユ
ス名 人に命し日本大君を長崎奉行荒尾石見守
川村對馬守由目付永井岩之丞淺野一學に命
し左に談判治定せしむる也

第一條

一和蘭人を充分人の分の緩優を得故に是迄附
添を免許ありし如く何時も附添なく出島よ
り出帆候儀相叶ひし事

第二條

一和蘭人日本に投を犯し候ハ、其儀出島滞在
和蘭官長の達をへく然るに和蘭政府同人を
して和蘭国控の通罰せしむる事

第三條

一若和蘭人日本人より不都合に待遇を請候事
あらむ其儀日本に於て和蘭領事官訴へ上日
本高官吟味し及び右日本人を日本に投り後
て罰を處する事

第四條

一若外日本國諸港に内諸外國民に爲先閑し

海舟書屋

相成候事、あらハ同根乃免許和蘭國に直し元
分及び處する事

第五條

一和蘭國王軍艦士官其外乗組する者或は和蘭陸
軍に屬する者の中日本に於て死去する事あ
らハ是に當地に於て仕来り通和蘭海陸兵家
に式法に隨ひ埋葬致しへく其節埋葬所にて
火銃放發和蘭軍艦にても同しく大砲放發
以多す處する事

第六條

一長崎港小來不和蘭商船其諸工近寄以得之是
近仕來之通り國旗之外合系之密旗を顯し
く軍艦ハ合圖之密旗を所持せざる事

第七條

一琉黃島遠見之者兩旗と見請り示し之爲
以是近仕來之通り國所旗竿不和蘭旗と引揚
可申軍艦も同振たふし事

第八條

一和蘭軍艦商船とも是近仕來之通高針島後り
碇入可申事

第九條

一長崎奉行其爲め差越に番士に出島和蘭商館
役人壹人同伴致し其國之船を召奉充分慥不
ふに於て冬右船帆を揚或冬蒸氣を仕裁或冬
挽船を以港内に引入候候是近仕來之通之條
應く尤質人渡さざる事

第十條

一船々乘組之者外和蘭船及び出島通路或冬
として港内乘廻る爲め端舟相用可申和蘭高
船之水夫を船司或ハ按針役端舟小乘組候時

小限り此免許を以て候儀相心得候勿論出島
水門より外へ何處小も上陸不致并日本船
乗組者と出會相叶處から其端舟小を徴と
して和蘭小旗を立可申事

第拾一條

一 出島水門より外場所へ其端舟小て上陸不可叶
事

第拾二條

一 取建あふ住居及び土藏と舊來より通る儀處
然共和蘭商館小て其入費を以修復変革致

候儀相叶此儀前以長崎奉行に立免許を
受以上買入候諸道具代料及び職人賃料を服
荷銀を以拂立可申新規造営の住家及び土藏
も同振き召届き事

第拾三條

一 出島滞在和蘭人等和蘭船或日本船を以港
内乘廻し乃緩慢を省し尤何處へも上陸不可
事此右船を以慰の為メ港内小て澳を召候
可相叶事

右船を徴として和蘭國旗を立し事

第拾四條

一 水門の鍵と和蘭官長不限り預置し置く事
 一 水門用関の儀を免許なき日本人水門より
 出島に運付を護ふべき出島詰合役人の内を
 人が可申達事

第拾五條

一 陸門の鍵と同所日本番士預り置る事

第拾六條

一 船司の外和蘭高船乗組の者は是迄仕来り通
 出島陸門通行長崎往來し即身許改と受け水

門及び和蘭船小て是改無事

第拾七條

一 荷物改の儀を荷物出島より日本に輸入或は
 日本より出島に輸出の時不限り是迄仕来り
 通す所へ船より出島にあり或は出島
 船積致しは是の間敷密賣買厳重相護り
 可申事

第拾八條

一 和蘭高船長崎港滞在中仕役有る節は是迄仕
 来り通日本番士出島に相話可申事

第拾九條

一 此外高賣方取扱に仕來し通し而和菓荷物藏入致し候時其差々乃鍵不許出島滞在和蘭官長預り置藏々々日本封を不致事

第二十條

一 日本提小因て免許を得候日本人令都而出島小至候儀可相叶事

第二十一條

一 長崎より始て出會し節都而式禮待遇を日本人是日如し作法和蘭人之和菓し作法致し

事

第二十二條

一 出島滞在和蘭人之折次茅唐船或ハ外國船を以書狀差送候儀可相叶事

第二十三條

一 日本と和し長崎港滞在外國民之船司と和蘭書翰往復相叶し事

第二十四條

一 人別改し和蘭高船出て到着及ハ出帆し時し限有之出島之而不致事

第二十五條

一和蘭商船と大砲同松火藥武器を備へ置候事

第二十六條

一大君其外高官に仕來し献上進物及び年々八朔進物を是迄し通居置候事

一商館貿易の仕法を變革不致若し進て右に付日本又和蘭方の改正致し度より出らば其儀長濟奉行及び和蘭領事官勘考規程を立可申事

第二十七條

一若し事柄の内尚委し規定相立度儀章不致小於て其儀長濟奉行及び於日本和蘭領事官薦し勘考致し度且方今和蘭人日本人爲煩し其要所用りし不規定を都而可成丈之除き可申事

第二十八條

一此條約を和蘭國王日本大君に兼諾小應す處し且兼諾の書面ハ其爲メ委任し双方高官名判致し此日付後二十年内長濟小於て取替可申此談判規定を都而直取所候事爲證

授和蘭公王々大金權リツトルフアインゲオル
 デフアインデン子ーデルラントツセニレーウ名爵
 於日本和蘭領事官ノーストルヤンヘンテリ
 ツキドンクルキエルシユス名長崎奉行荒尾石
 見守川村對馬守長崎西目付永井岩之丞淺野一
 學是ふ名判と云日本全權之筆頭之江戸参上
 小園て爰に除くもろ也

終長崎街我君之曆教千八百五十六年

第五月十三日

安政二年乙卯
 十月十六日

イハドンクルキエルシユス

海舟書屋

和蘭國王プリンسفアインオラニエスヤウゴ
 ートヘルトクフエニエクセムボユルクエニ
 ソーファールツ名爵儀我等コムマンデエール
 デルオルデフアインデン子ードルラニツセ
 ンレーフ名爵外國之事ヲ司ル執政ヨニクヘー
 ルノーストル名タニールテオドレゲール
 スフアインエンデケースト名及ひコムマンデ
 エールデルオルデフアインデン子ードルラニ
 ツセニレーウ名爵轉任を司る執權ノーストル

尊人ピートルメーエル名小命して此ヲ著之如
く國王前書く條約を善諾し心力を盡し信
義を表せん事を示さしむる者也為證據此書
面小國印を載せし後秋等名々の判を加之

於スカラーフエニハーケ地名 千八百五十七年

第五月廿日 安政四年丁巳
四月廿七日

ケーフルスファンエンデゲースト

判

ピートルメーエル

海舟書屋

己九月備中守相渡

阿蘭陀條約附録為取替し儀中上書付

水野筑後守

荒尾石見守

岩瀬伊賀守

阿蘭陀條約附録為取替し儀中上知相待罷在候
處此程魯西亞船再渡品々不都合に戻りし次第

判

も出来事情切迫不得止之場合之推移は小付沙
下知以前之候得共兼而申上置以趣も有之恐
縮之至之由症は得共愈爲互替之自續小談判
仕候儀之此間申上は通之由症候然處魯人品之
申立之廉も有之阿蒙陀之方決着仕置不申候而
之尚更魯人之押方も差支其上両小申合候哉之
相察候事柄等も有之候之付和蘭陀之方最前之
趣意之而一日も速之爲取替一卜廉之根基を相
固置申度依之去月廿九日條約本書爲取替之節
引續松平久之亟立合條約附録漢文蘭文相添爲

取替申候尤右附録書面下書先達而進達仕置候
後猶又一回熟慮談判仕和蘭陀一國而已之拘是
候文段之相除き且他之國は不用之廉并一時限
里之事等も別紙之而相渡本條約中々條改革之
廉各別段條約添書と名目之相互是又別紙を以
相渡申上將又外國宗門御國禁之儀條約面下書
載候て先年下田并之戸田村之知而て布^テ怡^テ延^テ嚴
敷不兼知申立其頃再應議論を盡し兼伏不仕候
之付川路左衛門尉始一同中歸里仕委細事柄申
上不得止右之儀之相除候程之儀之而此度も同

根最前より申募り居候上と申も書面ニ書載候
 儀ニ至里兼既ニ此儀ニ付領事官にも布帖廷
 り激論有之候由も相聞以段領事官にも申步
 尚又右々魯人而已あらば何ぞ乃國々ニ而も決
 而兼引仕間敷然ル上と和蘭陀條約面ニ而も右
 廉有之由て夫の爲徒ニ外國ノ氣配を損一候
 迄ニ而却て所爲相成間敷所除き相願以隠遮て
 申立候ニ付一同勘辨評論を乞一條約面ニ不
 書載積相決候得共和蘭ノ儀ニ定初より踏繪停
 廢ノ廉々組合談判仕由事ニ付猶又再々應談判

海舟書屋

上下踏繪ノ書面ハ一紙小外國宗門所禁制ノ
 廉認入以別紙相違申ハ魯西亞ノ方々昨今談判
 中ニ付各滞島取替相漏候ハ其段可申上候依
 之領事官ニ條約附録并領事官より差出候蘭
 文寫和解別紙類共相添此段申上候以上

九月朔日

不文ノ外漢文も相渡以處未譯文出來不申
 且蘭文ノ方通詞別人ハ直譯をも申付候間
 右々分共一同跡より差上可申候

安政四年丁巳八月二十九日（西曆千八百五十七年茅七月十六日）於長崎調印

條約附錄

於日本和蘭領事官ドニクルキエルシニスと日本國御勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守長壽奉行荒尾石見守清目付岩瀬伊賀守と長崎小奉行にて

第一條

一長崎箱館と兩港ニ於て向後通商相許事
但箱館ニ此取極双方調印し日々十月之後

海舟書屋

可相始事

第二條

一高船入津ノ節高一噸ノ付日本石四斗ニ當リ銀五匁五拾噸ノ付一噸ノ付銀壹匁ノ割合を以入津當日

より二日日本石四斗以内小船税を可差出事

但高船長崎へ船税差出レ以後直ニ箱館ニ廻候節ニ二重に相納レ之不及間長崎出帆ノ節其譯荷物目錄小認加可渡箱館少ク船税相納長崎ニ廻候節も同様に併外國ノ港等ニ立寄切ノ外ニ品積越時ニ荷物目錄

改而差出船稅納金一且引船或之荷物持
運等之為日本之小船相雇節之兼而渡置印
鑑之引合鑑札所持之之雇入為事

第三條

一難船之外之高賣不致船少ても入港後二日を
過不時之定式之噸銀を可納事

但難船等之而修復之為入帆以多之貿易勢
之難船少ても居合之船之積替又之陸揚の
荷物賣拂時之定例之噸銀を可納事

第四條

海舟書屋

一高船入津之節船号噸數船主荷主名前書付積
荷物目錄長崎少ても二日之内出鴻滞在之和
蘭官長より差出二日を過積荷目錄不差出時
是廿四條之通過料可差出箱館之而一日
之内船主より奉行所之可差出事

日本の
十二時

但長崎之而之積荷物目錄等不差出以前小
ても出島水門之持運乃為是之内限之荷卸
差支多之箱館之而も目錄若出後其筋之日
本役人立會之上荷卸後一之長崎少ても
出入之荷物改場等不建不上之猶談判を

遂仕法可取極事

第五條

一 船數并高賣銀高共其限を立付可也一係持渡
く貨物日本人好く不應欲或是代り品等差支
不時々交易次第遂と係儀も可省之事

但持渡く品物買取り置代り品差支の節は
會所有合く外國金銀錢を而仕拂致し儀も
可有之事

第六條

一 商船持渡く品入札拂并相對拂く共荷物惣代

海舟書屋

銀の内々之割五分可差出充會所して直組買
上々の品は此限りあらは係事

但輸入輸出の荷物其外貨物轉輸

外品を買入品を
邦の國へ賣出す事

く租稅等双方談判く上進而取極進と本文
の振合を以可取計事

第七條

一 商船持渡く品荷物見分く上會所く而商人共
小入札為致荷物代料と落札商人より會所は
為納同所小預り置共又と落札商人より代り
品して受取とも差支なき事

一三六
但會所ニ而取扱ふ分ニ若押代銀并代り品
等滞ふもの有之共同所ニ而償ハ阿蘭陀人
小損失掛間敷万一相對ニ而百計損失相立
共會所ニ而不差構且本又商人ノ儀ニ望次
第入札為致人數ノ極星ハ記事

第八條

一高船持渡不諸貨物ノ内賣残ノ分又ニ遣用等
ノ内不時入札拂申立不節ニ其都度々々前箇
條同取扱且出島小テ商人ノ相對掛致儀差
支等ノト以ハ共右品物代料ト正銀小テ會所

ニ相納屋ノ商人ノ代り品小テ代掛ノ儀ニ
不相成候事

但出島小テ商人ノ賣渡ノ荷物代銀并品書
等阿蘭陀官長ノ書面差出次第引合其代
銀會所ニ皆納為致其段會所役人ノ證書
ト違ふ上ニ而荷物渡々取事

第九條

一出島賣込人ノ外諸商人ノ品物注文又ニ買入方
ノ其ノ出鴻ニ而直組談判等致儀差支事
但相館ニ而も本文直組談判等ノ場所ニ取極

置事

第十條

一 相對拂之品物請込之商人より拂代銀會所
 之不差出以前之和蘭陀人若荷物之渡り又之
 注文品買入品等之儀之付故障出来或之品物
 取隠し持逃等以たり候者有之と成丈可及吟
 味と以たりとも會所之而償ふ不及沙汰且荷物
 受取渡濟し上之其品々精粗或之斤量丈尺等
 之儀之付詭詔不相叶候事

第十一條

海舟書屋

一 日本商人より和蘭人買受之諸品兼之會所之
 渡置銀札を以仕拂時之同所預り銀之内より
 勘定以多し右商人は之日本通用銀より引替遣
 し且館内其外諸雜用又之挽船賃銀等之儀も
 預り銀之内之而勘定可相互事

第十二條

一 阿蘭陀人洋金銀渡を以諸貨物買入儀差支之
 之且日本より洋金銀望出時之交易根高之内
 割合を立て請取儀談判次第之旨より之商人
 之と直り不相渡會所之而可取扱事

但金銀錢一ギエルテニ付日本銀も直一
六分或五分五厘ノ相場を以可仕拂事

第十三條

一軍用ノ品ヲ奉納所買上ノ外商人に賣渡方不
相成事

但此後持渡品ノ内時宜小豪商人に賣渡方
差留ノ品有之節ニ双方ノ役人公平ニ談判
治定可致事

第十四條

一阿片ヲ日本國禁ニ而日本人一切相渡言敷事

海舟書屋

第十五條

一金銀

右ノ阿蘭陀人買入ノ紙不相成右諸雜具ノ色
繪并細工物等に用キ各分ニ別段言條在リ此
外も停止可致品ニ双方公平談判相定願キ
事

但日本通用貨幣ヲ輸出不相成事

第十六條

- 一 米 大麥 小麥 大豆 小豆
- 一 石炭

一 羨濃紙并羊紙

一 書籍并地圖類

一 銅器類

右之會所取引之外商人より賣渡不相成在市中
小て見當又と賣込人より當用之を買入分と差
支ふこと以爲之も若法度之書籍圖面等首之
節之可差留事

第十七條

一 銅

一 刀劍類同形附屬之小道具類

海舟書屋

一 甲冑并弓銃炮馬具其他之武器類

一 天和錦

右之商人より賣渡方不相成在日本政府より
辨もの代料之内に割合其時之談判より上時相場
を以て相渡候も可有之且右同形之振合小て
可然品之尚其時小振合双方公平に談判等相
定應き事

第十八條

一 日本人より賣渡品何品不限日本時相場を
以可相渡事

但年々凶荒小寄食料并蠟燭紙類一時渡一方差留候儀も可有之事

第十九條

一商船渡来中船切子長寄之而之阿蘭陀官長預置箱館之而之奉仍所は差出爲置且長崎箱館之兩港共扱荷取締之者之至夜共見守船可差出尤船數多少之其時之都合小寄是之と以之とも阿蘭陀ノ入費差出之不及事

第廿條

一商船持渡候荷物揚場迄持運之爲日本ノ小船相對して雇入之節古船中ニ而若紛失品其外故障筋出來せ之可成丈吟味之及ふと以之爲とも會所にて不續事

第廿一條

一商船入津之節積荷高相違之書付差出之可るて之阿蘭陀官長之而引受取扱船主ノ過料として洋銀五百枚會所にて可差出事

第廿二條

一箱館着船之上一日^同之内積荷惣荷目録不差出之過料として一日相違之每ノ洋銀五十枚

以、會所に相納を敷百枚と限るとは、自
儘小荷卸等致とも乃有之、小於ても其荷物反
上り上船主より過料として洋銀五百枚可相
納事

第廿三條

一阿蘭陀高船に積荷物自國他小に各差別港内
小於て外國に運送ひ移送は儀不相成若無餘儀事
情あらむ前以其段阿蘭陀官長又と船主より
申上立品書差出日本役人立會改上小て可反
計万一勝上小種稽者あらむ其荷物會所は可

海舟書屋

取上事

第廿四條

一開き港港小おるて万一按荷密賣買等以多は
小於て冬日本人と日本國法を以不置一阿蘭
人々其荷物不殘會所は取上一處一に約一了背き
外海岸に船を寄密賣買致者も船荷物とも取
上一處一右と阿蘭官長小て引受聊以故障申立
間敷事

第廿五條

一奉行所へ違ふくして日本人船中へ差置間敷

若私小相越も乃阿らと呂捕日本役人の可列
渡事

第廿六條

一高船向々口仕拂方不漏内々阿蘭官長小て
出帆不爲致事

但箱館小て々阿蘭人買調々品物々代々
品又冬代料納濟以若小買受荷物不殘船積
以多々儀不相成事

第廿七條

一出島表門出入々品物奉納所々許かきら又々

海舟書屋

出入書付相違あ於小於てハ其品不殘會所
口可互上事

第廿八條

一高館出入々口の阿蘭人より自用々品相贈
候節阿蘭官長々印紙ふくめて門外より出々、
る事

第廿九條

一日本と條約取結々係國々乃船渡来々節船中
并出島小て阿蘭人々渡来交會差支亦々々以々苦入
津々上檢使乘組相紀何國々船々不儀達々る

近き通路致間敷事

第三十條

一 寺社ノ外ニ臺場諸役所并圍込又ハ門外敷所
其外家屋内ニモ招テあらバテ立入テ不事
但滞立テ阿蘭官長差懸テ不用事出テ時奉
行所ニ至テ此限ニ所ラセテ事

第三十一條

一 寺社市店休息所ヲ至リテ時謝儀并市店ニ向
求テ常用ニ品代銀又ハ渡船場ニ賃錢ニ日本
銀札ヲ以テ可拂事

海舟書屋

第三十二條

一 遊歩ノ地長崎小テ右圖面ヲ以テ其境ヲ定テ右箱
館ニ而テ五里ヲ以テ限トシ若シ誤リテ是ニ越テ
時々其地ニ若シ制止次第速テ立戻留居テ一
制止ヲ不用者モ身分ノ高下ニ依テ拘取押阿蘭
官長ニ可列渡事

第三十三條

一 阿蘭人其館内并定テ埋葬所小テ其國ノ
宗法ニ依テ留テ不令障トシ事

第三十四條

一 和蘭政府より日本政府に書翰差越節と詰合
 一 和蘭官長又と渡來し舩將の長河奉行に差
 出奉行居合さ節と詰合し高官代まで反計
 右返翰省之節も同様をふし一 尤和蘭國王の
 答書被差贈奉りとも右に通可反扱す

第三十五條

一 和蘭人日本語又と日中し諸技學ひ成者有る
 時と和蘭官長より其段申立次第奉行所にて
 其人物を擧る益し内を限館内に可差遣事

第三十六條

海舟書屋

一 渡來せし外國人し内万一鬪争等し事あり共
 日本人關係致さし事

第三十七條

一 和蘭日本双方し民人口論誣訟等し勿論万一
 打擲傷害等し及又と盜賊火付等し事あり
 之双方し役人反計聊以兩國懇篤し交す小
 障りあり起らる事

第三十八條

一 商賣筋し勿論諸石扱向共和蘭官長不居合時
 之其次官し者引受反計あり事

第三十九條

一 外國政府と互極不規指之阿蘭人にも同極差
免之へし其地々々乃法度不従ふ處き事

第四十條

一條約中之儀冬勿論此書面不改め載せし事
之都而舊制不習ふ處し箱館港之儀も凡此書
面條々之振合不準し而計此後若不得止増減
之儀廉も安らハ双方熟談之上可互極事
右之條約追加として互之各判以多し聊相違致
間敷之從今十二月之内不中書及替之儀も

海舟書屋

乃也

水野筑後守

花押

安政四丁巳年八月廿九日

荒尾石見守

花押

岩瀬伊賀守

花押

下之札

尺度量衡等治渡方之儀條約に相立候
積先頃相同候節下之札申上候趣も旨

之候處右々出島内舊來々仕來者之御
國々制度通り相成居御不締々勿論故
障出来可仕康も相見不申候間箱館々
方々追而談判仕口積別段條約々榊
相立不申候

條約添書

阿蘭日本高官雙方談判々上治定致候條約添
書

第一條

一向後本方商賣相止政府訛物代料々外相渡方
不致々付條約第二十六條獻上并八朔進物等
々康相止不事

第二條

一條約第六條第七條并第二十四條々規則相止
不間向後直換是迄々繫場々破却致々一々事
右々於日本阿蘭領事官ドンクルキユルシユスと
日本の所勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守長崎
奉行荒尾右見守所目付岩瀬伊賀守と於長崎同

拾之書面調印以多一取替之也乃也

水野筑後守

花押

荒尾石見守

花押

安政四年丁巳八月

岩瀬伊賀守

花押

別紙

一阿蘭官長江府拜禮之作法と道中筋を之にめ

海舟書屋

其地々々々投等取調濟之上談判可及事

一日本開港之場所に其妻兒を携へ來海之障

無之事

一日本通用之貨幣輸出之儀を猶談判之事

一長崎相館兩港小なるて通商之仁法を定し

付而之向後條約取結ふ國々此度相極し通右

兩港小なるて通商差支無之事

一長崎會所收納之租税小て諸仕拂方差引是さ

るに輸入輸出荷物之内尚同所之而も交易可

致事

水野筑後守

花押

荒尾石見守

花押

岩瀬伊賀守

花押

安政四年丁巳八月

書付

忽示杜瓦示國小於若阿蘭小同和親交易
一條約取結之候申立ふとも別紙諸外國民之廉

海舟書屋

同和日小かゝるて差支無之候と乃候之申立
趣之而於當方差支無之事

水野筑後守

花押

荒尾石見守

花押

安政四年丁巳八月

岩瀬伊賀守

花押

書付

踏繪之向後相廢其旨と以爲てもキリ又ト教
法を傳へキリ又ト宗門其他外國宗門之書籍
畫并像日本に輸入せし後と不相成事

水野筑後守

花押

安政四年丁巳八月

荒尾石見守

花押

岩瀬伊賀守

花押

海舟書屋

書付

下田港之儀之付申立候趣と取調中ニ付方今換
抄之難及事

水野筑後守

花押

安政四年丁巳八月

荒尾石見守

花押

岩瀬伊賀守

花押

安政五年戊午七月十日（西曆千八百五十八年八月十八日）於江戸調印萬延元年庚申二月九日（西曆千八百六十年三月一日）本書交換

阿蘭陀國と帝國大日本大君と兩國乃懇親且高貴の道と廣く世人事を欲し因之阿蘭陀國王を其事を阿蘭陀コミサーリスメーストールヤニヘンデリツキドニクルキユルシユス小命し日本大君を永井玄蕃頭岡部駿河守岩瀬肥後守小命し双方委任乃書を照應して下文の條々を合議

海舟書屋

決定

第一條 阿蘭陀國王を江戸小居留をふテア

マチーキアゲントを任し又此約書を載る阿

蘭陀貿易乃爲り開きたる日本の各港の内小

居留を依コンシユル又是コンシユライルア

ゲント等を任し是を其日本小居留をふテア

ロマチーキアゲント並にコンシユルセ子ラ

ールを職務を妨ふ時より日本乃部内と旅行

をふ免許あり

日本政府を阿蘭陀都府小居留を政事小預る

彼人と任し又阿蘭陀國各港乃内小居留する諸
取締の役人を任し居し其政事小預る役人及預
立き居取締の役人ハ阿蘭陀国より到着の日より
其國乃部内を旅行し居し

第二條 長崎から函館二港の外次り載るは
場所を左の期限より開く居し

神奈川 午五月より凡十三ヶ月乃後より西洋
紀元千八百五十九年七月四日

兵庫 同斷凡五十四ヶ月乃後より千八百六
十三年一月一日

此外西海岸に於て今より凡十八ヶ月千八百
六十年一月一日乃後より一港を開く居し其
場所を同港以前に達し居し

神奈川港を開く後六ヶ月にして下田港を鎖し
此箇條乃内り載たる各地を阿蘭陀人小居留
を許し居し居留乃者を一箇の地を價を出し
て備り又其所小建物あり是を買ふ事妨
ぐ且住宅倉庫と建ふ事も許し居し
とも是は建ふ事託して要害の場所を取建ふ

事を決して成さばらぬ。此後を堅くせん爲
其建物を建築改造修補せしむる事あらん
時小名日本役人を見分る事當然たらぬ
阿蘭陀人建物乃爲小借り得る一箇の場所並
小港々の定則を各港の役人と阿蘭陀コニシ
エルと議定せしむ。若し議定しかき時其
事件を阿蘭陀デプロマナキアゲントと日
本政府と示して處置せしむ。其居留場乃
周圍に門牆を設きて出入自在しむ。

阿蘭陀人日本語或は日本術藝を學び度望あら
る阿蘭陀高官の願ひ依りて日本奉行所より人物
を撰りて開きたる港小形に傳授せしむ。事妨
り江戶居留の阿蘭陀役人は等乃望あらは其高
官申立の上日本政府より其人を撰りて學
びしむ。

江戸 午五月より凡四十二ヶ月乃後より千
八百六十二年一月一日

大坂 同断凡五十四ヶ月乃後より千八百
六十三年一月一日

右ニテ所々阿蘭陀人只商賣ト爲之間一此ミ
逗留ト不事ト附屬一此兩所乃町小於テ阿蘭
陀人建築ト價ト以テ借多トキ相當ト不一區
ノ場所並リ教歩トキ規程冬進テ阿蘭陀乃
チプロマナ一キアゲントト日本役人ト談判
ト屬一

双方の國人品物を賣買ト不事總而障リ不ク
其拂方等ニ付テ冬日本役人是ト立合トキ諸
日本人阿蘭陀人トリ得ト不品ト賣買一或ト
所持ト事トモ不妨ト一此箇條ト條約乃趣

海舟書屋

執行不期限以前日本國內一觸渡ト屬一

軍用の諸物ト日本役所の外一賣處カラ以テ
外國人且の石引冬差構ト不事ト一

日本乃米並不日本乃麥冬日本逗留乃阿蘭陀
人並リ船小乗組ト事者及ヒ船中旅客食料乃
鳥の用意ハ與ト不積荷ト一ト輸出ト不事
を許ト事

日本産ト不所乃銅鐵分ト事冬日本役所ト以テ
其時々公事の入札を以テ神奈川並リ長崎ト
於テ拂ヒ渡ト一

在留の阿蘭陀人日本乃賤民と雇ひ且諸用事
小元事免と

第三條 總て國地より輸出此品々別冊乃通日本
役所へ運上納む

日本乃運上所小て荷主申立の價と奸ありと察
多海時を運上役より相當の價を付其荷物
を買入事と談と爲主若し是と否む時
是運上所より付る價に従て運上納む
兼元事不時ハ其價を以て直小買上

阿片の輸入を嚴禁する若し阿蘭陀商船三行

海舟書屋

以上と持渡らハ其過量乃品ハ日本役人は成
取上盈し輸入乃荷物定例の運上納済乃上
日本人か國中に輸送多海とも別り運上納
立事若し若し他の國人租税の高を減
時ハ阿蘭陀人も同松小處せらる

第四條 外國乃諸貨幣ハ日本貨幣同種類の量
目を以て通用と金銀ハ銀と量目を
以て比較するを云

双方乃國人互に品物の代料と拂ふり日本と
外國と此貨幣と用ふる事妨と日本外國

乃貨幣不慣ハされ、開港の後凡一十年の間
各港乃彼所より日本の貨幣と以て阿蘭陀人
願次第引替渡さし日本諸貨幣ハ銅錢を除
き輸出を許さず得並小外國乃金銀ハ貨幣不
鑄るも鋳さふも輸出を許さず

第五條 阿蘭陀人の對し法を犯せば尙日本人
冬日中役人糾乃上日本の法度を以て罰を處
し日本人の對し法を犯したる阿蘭陀人を阿
蘭陀コンシエール裁断所にて吟味の上阿蘭陀
乃法度を以て罰を處し

阿蘭陀コンシエール裁断所日本奉行所を双方
商人通債等乃事とも公けり取扱ふ處し
都而條約中規定並小別冊小記せる所乃法則
を犯さ小於て是コンシエールに申達し取上品
並小過料ハ日本役人の渡さし處し
兩國の役人を双方商民取引の事ニ付て差構
ふ事許さず
第六條 日本開港の場所小於て阿蘭陀人遊
歩乃規定尤の如し
神奈川 六郷川筋と限るとし其他を各方に

凡十里

函館 各方に凡十里

兵庫 京都を距ふ事十里乃地一令阿蘭陀人
立入さふ皆小舟其方角と除き、各方に十里兵
庫に来る船々乃乗組人を猪名川より海灣迄
乃川筋と越ゆ處から江都而其里数を各港の
奉行所又令御用所より陸路の程度ある
長崎其町の周圍小ある御料所と限りとは
寺社茶店休息所の外臺場諸役所並小門ある
所より到らぬ處から江

阿蘭陀人重立き御恩事あるて裁断と受事又
冬不身持して再い裁許り處せられし者も居
留乃場所より一里外小出處から其者等冬
日本奉行所より其國地退去の事と其地立留の
阿蘭陀コンシエール小達より
其者とも諸引合等奉行所並にコンシエール糾濟
乃上退去の期限猶豫乃事とコンシエールより
申立り依て叶ふ處し其期限を決して一三年
を越えらる江

第七條 日本小ある阿蘭陀人自ら其國乃京

法を念し、禮拜堂と居留場の内、小置も障なく、
阿蘭陀人、日本人の堂宮を毀傷する事なく、又
決して日本神佛の禮拜を妨害し、神像佛像を毀
ぶ事ある事なく、

双方乃人民互小宗旨に付ての爭論ある事なく、
らに

第八條 阿蘭陀コンシエール乃願ふ依て都而出奔
人並に裁許の場より逃去し者、と召捕又をコ
ンシエール捕置たる罪人を獄に繋ぐ事叶ふ事
し、且陸地並に船中、ある阿蘭陀人小不法を

海舟書屋

戒め規則を遵守せしむるにたれ、小コンシエ
ル申立次第助力を以て、右等乃諸入費並小願
ふ事、以て日本乃獄に繋きたる者の雜費、八都
て阿蘭陀コンシエールより償ふ事なく、

第九條 此條約小法を不商法乃別冊を中書
同指双方乃臣民互に遵守せしむる事なく、

外國人民小免許ある事なく、阿蘭陀人にも
直り差許さる事なく、

此書面より載さる事なく、其場所々々の規定、小循
ふ事なく、

安政二年乙卯十二月廿三日千八百五十六年
一月三十日長崎小於て取極たふ條約の内存
を廢きと存し同四年丁巳八月廿九日千八百
五十七年十月十六日其附録として取替せし
約書を此條約中小悉くせふり依る處を
日本貴官又其委任の役人と日本を來る阿
蘭陀のデプロマナイキアгентと此條約の
規則並小別冊の條を全備せしむるた先了要
をすべき處の規律等談判を遂ぐる處し

第十條 今より凡百六十九ヶ月乃後即千八

海舟書屋

百七十二年七月四日小當て双方政府乃存意
を以て兩國の内より一ヶ年前小通達し此條
約並小長崎條約の内存し置箇條及び此書に
添き添別冊とも双方委任の役人實驗乃と談
判を盡し補ひ或る改る事と得るし

第十一條 右條約乃起る來未年六月五日即
千八百五十九年七月四日より執行ふ處し此
日限或を其以前小ても都合次第此中書と長
崎小於て取替と廢し若し餘廢ふき子細なて
此期限内中書取替し廢るとも條約の趣ハ此

期限より執行不爲し本條約を阿蘭陀より其
阿蘭陀國王自ら名紙記しセケレターリスフ
ハンスタートヤも自ら名を記し阿蘭陀王
乃印を銜して證とし日本より冬大君の御名
と奥印を署し高官の者名を記し印と調して
證と爲す
期乃如く安政五年戊午七月十日即千八百五十
八年八月十八日江戸府に於て談判治定せし此
證據として前小記し来る函乃役人等名を記
し調印するもの也

海舟書屋

永井玄蕃頭
岡部駿河守
岩瀬肥後守

税別

日本開きたる港々小於て阿蘭陀商民貿易の章
程

第一則 日本開港の場所は阿蘭陀商船入津
次第二十四時中阿蘭陀の四十八時但日曜日
を除く船司又冬頭立たる者より日本役所に

阿茶院 コニシエル乃請取の書付と差出を
此請取書を阿茶院の役通り認めたる船目録
其外の書類を阿茶院 コニシエルに預きたる
諸取書

同時其者共其船乃差出書と出を
是を入津の船乃名其船の仕出場の港此名
噸數船司或ハ預立をふも乃、名乗来る旅人
乃名乗組の者有時ハ認入る一船の乗組人數
を認立留も此小して書面の通り相違なき者

海舟書屋

を船司或ハ預立たるもの奥書一證據として
當人の名前を認入るも乃あり

又同時小其船の惣積荷の告書と後所預く
を

是を其荷物乃譜牒並小番付且其入目斤數等
を送状に認し通し寫し荷物引受先の人々乃
名を記せふものあり

船中用意の品物乃目録も告書に加ふ
但船中用意の品も書面に通相違なき旨船
司又ハ預立たる者奥書一其名前と記す

此告書の文面相違の廉日本十二時阿蘭陀の
 二十四時但日曜日を除く中に付き改る小
 於て冬過料乃沙汰小及るに若し其期限後に
 書改るも又冬告書に書入るに於て三
 十八ギエルデン廿五セント乃過料を日本役
 所に納むるに
 積荷惣目録告書の中小載さる品を陸揚する
 に於てハ其品二重の運上を日本役所に納む
 るに

海舟書屋

期限を後、時冬一日急係毎小日本役所に
 百五十ギエルデン乃過料を納むるに

第二則 日本政府より其港内入津の船々軍艦を
 除く外運上改方の役人と乗組より事當然た
 るに、乗組乃者共此役人小對し不敬ある
 丁寧小取扱ひ船中成た多相違の用便を小
 爲し夜中ハ日本役所に許しあるに荷卸
 するに

荷揚前船々出入口荷物は舞置戸口とも夜中
 冬日本役人鏡を卸し或ハ印封し更々の取締

を空し置置し一万一許しなく是を聞き又を鏡
封印を破り品物と引出さ者等を其犯せ人
おとに百五十ギエルデンの過料を日本役所
に取立置し

日本役所へ相當の差出書と出さしめて荷卸
し致し或は其事を謀る品々を次乃箇條小
定めたる通を取押へ日本役所に取上置し
荷物の中積荷目録不載と偽品々と取隠し置
收納と減せんと仕組まら者ハ其品と日本役
所へ取上置し

日本の開らさゆ港ふて密賣買と云は勿論
其仕組あふ阿蘭陀船と其品と日本役所小取
上乃上犯せぬ毎に二千五百五十ギエルデン
乃過料と納し置し

修後の爲め入津乃船々を運上ふく積荷と陸
揚し日本役所へ預る置しと以しとも藏敷作
事並小番人等の諸入費を相當の償と出さ置
し若し其荷物此内と賣拂ふ時ハ其荷物之を
規定し通日本役所へ運上收納し置し
積荷を同港内乃他船に移る時ハ日本役人

見分乃上事情明白小相分呈免状と受済上
定の運上とす

阿片乃輸入を嚴禁たり然るに密高し又其
を謀ふ輩ハ阿片一斤毎に三十八ギユル
二十五セント乃過料と日本役所納む
其組合乃人數の多し拘らば此法を以て
とす

第三則 品物を送済荷主又引受人の者
入津乃荷物と陸揚せんとす者ハ其後荷乃
差出書と日本役所出とす

此書面を荷主又引受人の名前積送呈たる
船の名荷物乃譜牒番付長積荷の斤數石高每
品乃代料と認め其直段のノ高を其書付の末
り認む

都て此差出書付を持至又引受人認め其係
偽なき價を申立ふ書面して日本役所の規定
ふふれたる隠し荷物なき證據として溢々名
前を記す斯の如く積荷自録差出等乃書
類日本役所出右書付引合せ積荷用意
品等取調濟迄を品物とも日本役所乃預りた

不慮

日本役人右に通差出さる荷物乃内或る惣体
と定式乃通改む不慮若し運上役所より引上改
不事ある時を輸入人の失費を掛り成りけ品
物乃損せさば振ふ改済の上ハ素の如く取
始末を一一尤取調方拾外時日を費さる不慮
荷主或る輸入人銘々請持の品改済み役所
引渡さる於以前輸入乃途中日本役所に差出
さる不慮以前の事を云ふ破壊損傷乃品々心附

く時を當人より其改運上役所より申立其品取
扱ふ職業して廉潔なる者兩人以上出會直組
致させ其荷物毎に損し高を歩割し記し其譜
牒番数ともり證書承認せしむる日本役人立
合して直組人等名を記しし此證書兼て持
主乃差出書に添へ惣高乃内を引落し不慮尤
條約第三箇條の取極通り運上役所より取扱
不事故障あり不慮

諸運上納済乃後運上役所より陸揚若し
さ取旨免許状を渡さる品物渡方と運上役

折ふても船中ふても其者の願ふ任を
輸出に極りたる荷物を船小輸送を依り前庶小
運上所に船名荷物の譜牒番付入高斤數量目
性合並ふ代料を記せふ差出書と出し書面を
通り聊偽なき由に輸出人等證據として其名
前を認むる

運上役所へ差出たる以前船中の積込たる荷物は
運上役所に差出済乃至竊小積込内に入
る禁制の品を改り上日本役所に取上
船中當用の品又乗組旅客の當用衣類等

海舟書屋

運上役所の差出たる

第四則 出港手数と願ふ船とを日本十二時阿

蘭陀の二十四時前ふ運上役所に申立
期限内に右手数遅々せざる様取
たふるに右手数差止ふ事あらハ日本役人
船司又も願立たる者並其船荷乃取引人等
に其段申渡し阿蘭陀にニシエル申し達
る

阿蘭陀國の軍艦を入港出港運上筋乃手数
及るに運上役人並小番兵等差構ふ事

水食料等用意の爲先入港乃鯨漁船或難船
ハ其積荷乃告書を出さざると以とも若其
積荷を賣拂ると願ふ時第一則乃通り定
式輸入の噸數を致さざると以とも條約書中
り船と唱ふもの各ニキツプ バルクブリ
ツキ スクロー子ル 蒸氣船等を總て以ふなり

第五則 日本運上彼所乃規則ノ違ひを偽差
出積荷目録を出し並に證書小名前を記せざ
ふ輩々其犯を毎小三百十八ギエルデン七十
五セント乃過料と日本彼所へ納む應し

第六則 噸税を日本開港乃場所ノ於て阿蘭
陀高船より取立ると以とも左乃規定の
通り其地々々乃運上彼所小納む應し

一 船乃入港手數小付 三十八ギエルデン二十五セント

一 船の出港手數小付 十七ギエルデン八十五セント

一 夫々乃免狀小付 三ギエルデン八十二セント

一 其外の各書小付 三ギエルデン八十二セント半

第七則 惣て日本開港乃場不陸揚物品物
に在左れ運上目録小從ひ其地乃日本彼所小
運上納む應し

第一類 貨幣並に造るたふ金銀並に造らざる
金銀常用の衣服家財並に高賣乃爲ふせさ
ふ書籍

何れも日本居留の爲め來居者の所持る品
り限ふ也

在留彼人自用の飲食家財並に書籍

此品々若し賣拂ふ時を定れ運上と納む
右の品々を運上とす

第二類 凡て船乃造立網具修復或は船装乃
爲り用ふ品々 懸漁具類 鹽漬食物の

海舟書屋

諸類 パン並にパン乃粉 生たふ鳥獸類 石

炭 家を造る爲の材木 米和蒸氣の器械ト

タニ 鉛 錫 生絹

右の品々を五分に運上と納む也

第三類 都て蒸溜或は醸し種々乃製法して
作里きふ一切乃酒類

右に三割五分の運上と納む也

第四類 凡て前條ふ舉さる品々を何れ寄ら
る二割の運上と納む也

金銀貨幣並に掉銅の外日本産乃物を積荷

として輸出する時五分の運上を納む
右に神奈川開港の後五年小至り日本役人より談
判次第入港出港の税則を再議せしむ

永井玄蕃頭

岡部駿河守

岩瀬肥後守

條約廢存に談判

千八百六十二年茅七月廿三日江戸小於て
日本五留和蘭のコンニエラートゼ子ラー

海舟書屋

呈に
ル日本 大君殿下の外國事務宰相台下

千八百五十六年の條約書を千八百五十八年
乃條約書して改めたる箇條を余と談判せし
り人ら爲り台下より岡部駿河守を命じた
其後茅七月十六日と十九日に同人と會合
し談論せしに千八百五十六年乃條約書の茅
十七條と十八條の廢存の事小付双方乃説に
約き違ひり事あり故小今余謹んで逐一道

理を述べ余が勘考して右の二ヶ條を千八百五十八年の條約書にて改り多分小あらざるを以て今に至るても尚存す此事を直ち了台下に告ぐ即ち左の如く

○第十七條乃約定して冬日本へ持渡りたる高買荷物と出鴻小積み貯へ置ふを運上を出給事なく運上を右の荷物と殊々賣物として之を賣捌く時ふ至りて初めて出給品とあり期のとく約定を建て設きたる所以を賣物小あらざる荷物と最初小運上を出さ給て再び

海舟書屋

之を持歸るに便ならしめむら為あり日本へも唯々輸入したるのみ此荷物にて實は他國に輸入を爲す日本乃地へ暫く貯へ置き再び之を日本より持歸る者あるは右乃税法にて輸入税を以ての不理を免ふあり日本乃政府も右乃如き税法より損害を之れなく其故を元々日本政府の望ハ全く日本へ輸入したる荷物りのみ運上を取んとす所あり是ハ其且又右に如き賣物小あらざる荷物を持渡りたる商人を所々へ又くに運賃を

拂ふことにて免る、所を唯々僅く右の輸入
税のみ但し此輸入税も全く輸入の荷物にあ
らされば必しも出島に於ては思はれさ
るべき

右の如き税法は是を和蘭と日本とを往昔より
交際別段の故に基き日本政府にて出島に
留る和蘭人の爲に設けらる正直な税法に
而して千八百五十七年の會合に於ても後
に八百五十八年の條約に於ても此税法を改
むることなし取極むべきなり○新條約の時

於て商法中小普通に取極むるは但し其
取極ハ嘗て出島にて別定めざる取極とを
異なるものあり而して此普通の取極を爲し
たふに於て是は出島に留る者此爲に建て
置き法律と向後廢せしむべきとは何し
乃尙ふも見えに故に和蘭政府に於ても右の
條約にて一たび出島に留る者此爲に設け
る税法をれを變せしめて尙存する事と心得
居る處きふと判無きなり○日本政府の趣意も
亦和蘭政府の心得と同様の事と外無きと

思慮を○密賣を防かんを爲り新法を設く不
 相談もかく陸門水門の鎖関を廢し終ひて後
 其頃乃長崎奉行之を以て基本とし和蘭のこ
 んにツサリスと高議し之を出島に留れ商人各
 々已しを納屋ふて其荷物ヲ日本國乃封印を
 受事其運上を之を賣出に時に至りて初め之
 出にふせと定めきり

故小令後右乃税法を改先出港を視るふと雖
 敵のふとく他乃貿易場所と同様小扱ふ事を
 和蘭政府ふ於て大り怪む所あり是故小令余

海舟書屋

小命して委しく談判を遂事最初乃條約書中
 何レ乃箇條を改むふや之改正さしむるに至
 るり而して余右乃事件を岡部駿河守と高議
 せし時小第十七條を廢せざればと當然たる
 處く又陸門水門廢除の後密賣を防く爲の新
 法を定むる事のみ残し並く事と望みきり
 然る小右乃望みも達せさるる今明ら小之を
 台中に告げ第十七條を和蘭の政府ふて心得
 し通里千八百五十八年の條約書ふ改りた
 るりハあらは實小令に至りても尚存在を傳

と明らるる

○又第十八條乃事も上と同然の故に茲を以て
まゝ之に直す小旨下り告く條約書亦て改め
る所ありと存す之の處も見えさまは台卜も
此條を無論小存せりとし給ふ事と察せり
右二箇條の裁断を乞ひ其外國部駿河守と高
議したる條約書箇條小付而も謹んく台卜乃
取捨小從ふ且右乃事併し付高議したる談判
記録の寫しを謹んて台卜小拜呈も思惟謹言

日本左留和蘭コンシエラール

海舟書屋

イ、カ、テ、テウキツト

談判記録

千八百六十二年第七月十六日江戸に於て日本
左留和蘭乃コンシエラール、メーリスト
ル、ヤン、カーレル、テウキツトに外國奉行國部
駿河守ト會合したる此レ和蘭及ヒ日本兩政
府ノ命ニ因りて千八百五十六年第一月三十
日ニ日本ト和蘭ノ間ニ定メたる箇條乃内其
後千八百五十八年第八月十八日ニ兩國ノ間

二取結び一條約第十ヶ條ノ第二章ノ基キ廢
キ廢キ箇條ヲ決定セ人ニタテアリ而シテ其
兩人右二通ノ條約并ニ條約附録及ヒ其後千
八百五十七年第十月十六日ヲ取結び一添書
等ヲ細密小校正一最初ノ條約箇條小訖キ上
小記載ニ不目的ノ爲メ談判一此下ヲ記セヨ
如ク定メたり

第一條

出島小於テ和蘭人ノ自由ニ行キ小於テ此條
小定メキ事ハ新條約ノ第二ヶ條第六ヶ條

ニ依テ他ノ場及ヒ諸港ニ於ても同根ノ取極
メキ事ヲ以テ此箇條ヲ贅物小屬トモハ此レヲ
廢ス

第二條

新條約ニハ和蘭人日本乃法律小對一不法ノ
振舞ニ及ビ小於テ此レヲ罰ス可カラ
以テ然レとも日本人小對一及ヒ日本民臣ノ欺
物ニ對一不法ノ振舞ニ及ビ小於テ此レヲ罰ス
應キ、此トヲ記セリ此意味小テ新條約ノ第
五條ノ首章ニ此事ヲ確定セリ故テ此箇條ヲ

廢止應き者たれば之レを廢止

第三條

日本人乃和蘭人之對して罪を犯す者を罰す
ふふとハ和蘭人乃日本人の對して罪を犯す
者と同様新條約第五條ノ二章ニ其事記載た
る

故ハ此事ハ新テ取極メあれハ此箇條も返レ
之レを廢止

新條約中此兩事件ハ孰テ誰人より愁訴を應
きとふふとあらされども此レ返せし如

く双方とも長官より長官に愁訴をすべき事
とす

第四條

此箇條々新條約乃第九條ニ掲げあれ之レ
を廢止ふと以て正理とす

第五條

此箇條ハ全ク存せり然まども雙方とも其
埋葬ハ用きたる港及び場所の一事ヲ取テ取
ふ應き者と心得

第六條

此箇條を條約附録添書ノ二ヶ條より由て之レを廢す

第七條

前ノ箇條を廢すを以て此ノ箇條も亦亦之を廢す

第八條

此箇條ハ條約附録添書ノ第二ヶ條より由て既に廢せしむ之レを廢す

第九條

此箇條ハ條約附録添書ノ第二箇條より依て之

海舟書屋

レを廢す

第十條

此箇條ハ出島乃島ノ小設事一者より其港内より出入船と陸地と自由の通路の事等も其ハ之レ以外の港にも及ばざり而して此所より記載せし限を立はふと之レを廢す

第十一條

此水門と以ふもの最早等之が故前條乃規定より從ひて此十一ヶ條を全く之レを廢せり

第十二條

此箇條の規定ハ最早用ゆる事と爲し如何と
されバ其時ありし建物を此時以來和蘭政府
乃所持小屬し且ツ多分ハ既し之レを取崩せ
し故なり

第十三條

第十條の規定ハ從へバ船中乗組人し歸るに於
自由の通路ハ出島のみならず他乃場所ハ陸
上ハ亦人亦之レを及ぶ事と確定し
是ハ此條ハ記載せらるる限を立付る事と爲
之レを廢す

第十四條

此箇條ハ新條約第二條の定より由て全く廢
せり

第十五條

此箇條ハ新條約第二條乃定より由て全く廢
せり

第十六條

此箇條ハ新條約第二條乃定より由て全く廢
せり

先ツ此十六條を右の如く合議決定して此

會晤を止メ再ハ来ル第七月十九日小會晤せ
人ニ欲ク且ツ今此小取扱ひノ事件の對判記
録を製シきリ而シテ譯官西吉十郎日本語小
て此書を憶況セシ後ヲ兩國の役人此書小手
記セリ

日本在留和蘭のコンシエルゼミナール

イ、カ、テ、ウ、井、ツト 手記

外國奉行(此下小日本字にて記セリ)

上小書セシ日本字ハ外國奉行岡部駿河守乃
手記あり此事を上リ以テ所の譯官保護セリ

海舟書屋

和蘭語の日記譯官西吉十郎手記

此書乃文首リ載ル所の人員等千八百六十二
年第七月十九日リ於テ上小以テ目的乃談
判を進めんニ為メ再ハ會合シた望而シテ其
決議ハ下リ載ル所の如シ

第十七條

日本乃方小於テ此箇條を廢シヨリト以ヒ張
呈給ヘシモ此箇條を廢シヨリト以ヒ張
付テ永ク商議セシ後終小雙方各々其説を頑
守セリ是故小和蘭のコンシエルゼミナール

此箇條も就て日本政府の説と書付ふて得ん
ことあり先ツ夫レ迄も此箇條の存否を
をバ決定せ給て差益くあり

第十八條

此箇條も付ても亦其説紛然として一定せ
故に和蘭のコンニエール、ゼラール此箇條も
然るはまゝ日本政府の説と書付ふて得んと
以て先ツ夫レ迄も此箇條の存否を
ハ決定せ給て差益くあり

第十九條

海舟書屋

此條も全く廢しきり其故も新條約の附屬
たる交易規則も由て廢せられたるに
なり

第二十條

此箇條も固定せ不出島へ自由乃通路及び他
乃場所も關係せざる新條約第二條乃規定も確
然と存せり但し此條約も記載せ給限も立
ふことあり

第二十一條

此箇條も全く存を

第二十二條

此箇條を全く存せり

第二十三條

此箇條を全く存せり

第二十四條

此箇條を廢せり

第二十五條

此箇條を存せり

第二十六條

此箇條を全く廢せり

第二十七條

此箇條を廢せり

第二十八條

此條ハ既小事済たをとして廢せり

毎條小揚あり如く此十二條を談判せし後ち

此會晤を畢し其諸件あり此談判記録と製し譯官

日本語して其事と演説し双方の役人之しふ手記せり

日本居留和蘭のコンシユルゼ子ラール

イ、カ、テ、ウ、井、ツ、ト、手記

荷蘭公使に沙返簡に候て付申上り書付

外國奉行

荷蘭公使の由り前次方の差上候安政二卯年
中於長崎表取結の由條約の中取捨廢存の儀
に付申上候書簡の由返書業可取調旨の而被
成治下奉得其意候右に付而之此程岡部駿河
守より右公使に數度及引合大方法定相成候
段に既に對詰書首の由亦兼知可被為在然不
處十七十八の兩條取捨の儀彼是議論一定不
仕終に以書翰の由直に申上候滑共聊も筋柄不
相互輸入税の儀杯纏々申立右の何等の慮を

海舟書屋

證の由多し候哉其令條中にも租税取立方の
仕方等八更の相見不申候尤先年中長崎港の
るての高法と本方脇荷の兩法より出入共會
所役人一子の取扱積荷の不残買取候儀の處
右兩高法変更の上の手續等も隨而相改に候
と素より之事の而加之新の條約稅則面第七
則の而之賣物の儀の一般の輸入稅差出而
て陸地の輸送の儀の趣の相見右取明文も有
候上之無論被為廢可然下十八條の荷蘭高
船長崎港滞在申仕候云々の慮の相見候得去

詰り取締り為又と密賣を防ぎ、島ノ小て園
條中ニ盡セ奉事共ニ候得と是又存一置、
のニ而も有之間敷將又第十條港内かろく船
々通行ニ候ニ付而も長崎一港而已く候ニ候
り、指別外港々々もかろく候ニ事故猶勘辨
仕候處別紙ニ通右並一以返書ニ相添被仰達
可然奉存候儀之由返簡業等取調立合役々申
談此段申上候以上

七月

海舟書屋

荷蘭コンニエルゼ子ラール

エキセルレニシイ

イカテ ウ井ツト

貴國第七月廿三日附く書簡并洋曆一千八百
五十六年長崎にかゝるて取替せし條約令條中
廢存とすべき談判記外馬共落とせり大目付兼
外國奉行岡部駿河守をして數回談判にかゝ
ひ大凡と既ふ決定したる共十七十八と兩
條にかゝるて双方に見込一概ならん今其許
も縷々論駁せらる余等も考と待ま海、趣か

三二五
是ハ猶普ク書類等をも取檢セしめし小抄條
約中不廢條は別ハ別ハ揭示すべしとありと
以て是も右條約并ニ貿易規定書ニ符合せし
條廢等と爲し置廢し理ハ有まじ一併貴國千
八百五十六年ニ取結ひし約書ハ本方并協荷
之方高法施行せし時ニ事なれど出入ノ諸品
物並同港會所役人一手ニ扱ニ而積み越し之
不爲殘ラば買取しありたれハ右ノ條約書ニ
會所取扱方ノ手續を主とし双方談判ノ上治
定せしむとありハ本方協荷乃高法を換し

上ノ諸般乃ノ順も隨々異なるを當然乃理不
ふにり今度波河守會議の上諸令條を廢せ
し廉妙から給ハ特小十七十八ノ規則はみ存
し海は不倫ノ事ある處一既チ新古條約ノ談
判筋貴國ノ委任と受事しコミサリリス、ト
クルキニルシユスおるても諸般ノ順悉ク
改更し之心得居らるゝおせしめて新條約書ノ
規則施行せしめし輸入ノ品ニより稅銀差出
苦み是しかとも其節ニ三割五分ノ高法殘る
荷物ありて一概ハ新法施行難事ハ不得止

其荷物丈ハ商人所持ニ藏々此方より封
印ニ附キ事ニ趣ニ而残リ荷物賣掛後ハ即時
新條約書ニ規定通り計シト外モハ其始末を
委細心得主方コニサリスルガ爲テ今十七
令條ハ既ニ停廢シ廉之心得スルガ爲ト
當時小知ルテ右ノ廉廢存ハ論ニ待トシ
テ廉存廢キト瞭々其共時月推移モ小付
足下乃疑モ起リト小冬亦モ外キヤ況哉系
約ノ一部分タル貿易規定書第七則小(國地)
揚子諸品ノ運上目錄ノ通日本政府ニ其運上

を納む處)如此揭示セシ上ハ假小陸揚ニ
キ物キ其共賦租ノ事小不及トの儀ニ許シ
キキ事ニ其共他十八條番士を差出セシ事
其節ニ商法ハ都而長崎會館ニ引受テ
貨物を商人ニ検査セシ又モ多人數ニ雇
入込時ハ其旨前日出島ノ通達有テ番士
張セシ事乃リ故是又自由交易ノ規則
モ差障有處カモ其殊ニ雇吏ノ儀モ新條
約第二條ニ見ハ荷物改方并密賣買ノ儀モ規
定書第二則ニ炳然掲載モ亦外レハ右十七

十八、二條とも廢捨せしむるもいふ也又他に
令條に於て是余等も同意に不承り是共
第十條港内舟行乃一事不付而ハ格少數取直
を爲し廉あれハ別紙を以て打合ふ事同猶
回答被有之度に拜具謹言

年月日

脇坂中務大輔

水野和泉守

板倉周防守

第十條

海舟書屋

一端船之而港内乘廻し并陸上之通路とも勝
手たふし故に今條約中上陸場之限里等
を立し事ハ長崎に於てハ廢止を爲さし
とす

千八百六十二年第九月二十二日江戸
在る和蘭の公使館にて

日幸大君殿下乃

外國事務宰相台下呈上

余謹て文久二年第八月十三日附の台卜乃書
翰を落手せり台卜乃拒之給ひしと小籠き
余が一二乃考案と呈し各あせを台卜許容し
給ふ所也

千八百五十六年の條約を取引し時不於て其
高法ハ會所不て取扱ひしと余之を打消
をせしむし然も輸入したる諸品物とを
盡く會所不て買入れしと以ふはとハ直実か
らと

此附録條約中小輸入せし品物乃公然の入れ

海舟書屋

を會所不て取扱ふ處きとを定めたる然も
とも其品物ハ商人乃手捌ふして吾為ノ諸商人
出島より出入の許しを得しと乃定めもは
おれあり

此故り輸入品ハ公然乃入れ不て賣る又を
捌ふして其運上ハ其品物賣却の後不出せり
是を以て其高法當時既不古昔の中方帳荷の
高法不異あり其本方帳荷の高法の変しとる
を以て品物と賣却せし後其運上を以て
不規則と變はしと要とを以て不的當なる

拒みふ里

此外台卜別種の「エントレポット」品物を貯るに置く場所の法
 別を取付いたるは三割五分の舊税法より懸き
 不残り荷物ふのみ定めし如く以て里○此事
 も亦不相當なり而して千八百五十九年ふ於
 て第十一月十四日同月二十二日第十一月九
 日と引續き長崎奉行に差出せる三通り書翰
 を以て此事小宛き和蘭コミツサリスの意欲
 回想を以て是れなり其書翰中の文ふ曰く新
 條約と及ゆふ時彼レ其事と次乃如く取極メ

海舟書屋

た是即ち輸入の品物を運上と拵ふふとふく
 日本^の封印と併て貯へ至く至くと○此規則
 と岡部駿河守永持亭次郎及び島田音次郎と
 和蘭のコミツサリスと之レを介したり但し
 其コミツサリス乃最末の書簡にて右取の事
 を最早取用せらるるを以て里

此故より二三月乃同く出島ふ持越せざる品物を
 本方脇荷の高法と止メし後ちも亦日本乃
 封印を受け運上と拵ふふとふく貯へ至けふ
 此と其非難よりからし且つ此事を右の規則

を記したる舊條約乃第十七條と取柄ふらと
らり他小あらそ

此故り和蘭乃コミツサリスも長崎小居ふ日
本政府の名代も此箇條を廢したりと以ふ考
へ之レあらは而して税則第七條乃普通の
規則を他りり別段乃定めあら出島ふ及以
應わらふ此故り余壹人乃見とめて各別段乃
記載なく舊條約乃第十七條も亦廢棄とるを
要とと以ふ台下の説り同意と傳ふとふり而
して余も此箇條末に廢せらるるは當今陸門水

門乃禁破きたるを密買を防ぐ爲に新の規則
を立て此箇條を取用ゆふを要と○然れども
余旧條約乃第十七十八條を不絶取柄ふらと
小宛て乃台下の考案と和蘭政府に告知し此
事小宛ての巨細乃命令を待り置し
書中第十條を以來取用ゆふ規定とある文章
乃變革ハ余に於て之レ甚と輕しこと
新條約と取柄ふ時り當て開港場小て陸と船
との自由の通行乃ふとに宛て乃總々の限り
之レを止めたる此故り今示されたる談判

記録の第十條小記セー如き、文意小てと此事
最初小於て當然こして取用ひ且ッ施行す所
も乃小異ふ事出ー○荷物と陸とけり所
乃場所と別段小定む事ハ其地のコミニエ
ルと日本の長官と考慮してふと港規則小属
を海あり

此故り余其定めらるる変革と用ゆふと
ふー其故如何とふれハ余を以て見ふ小此事
長崎の為のみ小其自由乃通行乃限と之何ふ
ふとを廢すと以ーこも其他の諸港小て令規

海舟書屋

別立の趣記乎乃如く見ゆ趣意ハあり
余甚く恭敬を表と

日本在留和蘭のコミニエール、セ子ラール

イ、カ、テ、ウ、井ツト

五郎 譯

貞庵 校正
英俊

和蘭公使の被遣は御返翰の御返付ナ古書付

外國法用立合授々

外國奉行

荷蘭古條約中廢存之條々先般岡部駿河守より
 其同公使引合からひ取極至ル條之内十七
 十八二箇條之儀之件同公使より異なり之條は
 書簡を以て逐一の論一有之候處又候書翰差出
 一廉々申立之趣熟覽勘弁之に其被方なるて
 之貿易筋之仕法之改正相成エントレポツト
 乃法之取用相成候に仕度存ルより事起里候
 儀之面右條約之條中先般長崎表なるて取友
 仍相成之脇荷高法略エントレポツトの法小
 類似以多し候處より右を引附ケ新條約中

海舟書屋

古條約廢存之條々其の如しと幸ひ強而附會仕
 他國に先之ちエントレポツト高法之相成候
 存之より目論見之被察今般書簡中先之一時
 權宜之取計之而彼方荷物入至候處之に封印
 以多し候處を別種エントレポツト乃法と
 申出候事即其公衷相頭之儀之而結局牽強
 小屬之に事故猶支等之廉々其沙汰相成取返
 簡業可被差遣哉之に其とも只々并論之海軍
 候とも語り同條之事と押返し之而已之而際
 限も無之儀之に其の間猶寫と勘弁仕之當工

三三三
ントレポット乃後と貿易上かるても最良
一法に而當時何れも國あるても施行は方
法に趣取扱と至極簡易に而取締方も却而嚴
重相互收納筋も自然相増の姿に相當り其上
此程歐羅巴各國へ被遣の使にものも英國
政府より相談し候廉々之内右方法に採用可
相成哉と取極も省之旁右等書簡より議論を
差置各國各港ともエントレポットの法に法
小相改り候は、彼方存ても相届の儀改再び彼
是と申上間敷哉と付返翰中粗右取趣意成

も差加へ彼方強弁と一應は論駁に成彼方良
法に逐ては採用可被成は趣意柄に被仰を候
は、可然哉將又港内小舟通行に候は荷物揚
場と上陸場とも自然差別も有之、極く緩長
崎にかきりいと乃文段無之とも各港コンニ
エル奉行談判より上可取極港則中小程に相定
メ候は、取締相互に候故に任彼意にとり
は差支とも之間敷は其積を以其段序返
簡業取調を入取覽は右可然は思召は、取
書簡由達し相成エントレポット取建方私共

心得丈々取調可申上候間其上ニ而回公使
と勿論外公使にも此打合相成各港かゝるて
取建此症は仕度奉存候儀之由返簡葉相添
此段申上候以上

戊戌八月

連名

荷蘭コンニエールセ子ラール

イカテウ井ツト

我國貴國と長崎かゝるて取結ひし條約中廢存
し廉々此程中より性復と種々變九ヶ條の内

海舟書屋

十七十八二箇條は儀々何事にも其許見込
通据並度旨第九月廿二日附く書簡を以猶并
論あらまゝ趣委細願兼せりされと猶我ま
ごゝろと異ふれハ重稱く論駁せされを得
其許は申越るく新々安政四年の追加條約の事
ふて此度乃廢存の箇條を安政二年了談せし
和條約中の事あらまゝ追加條約乃談しふき前
小決せし事察せられ且し附録條約中輸入せ
し品物を會所より取扱ふふとに定めたるハ
假令商人より捌ふて賣買せしとありとも其

都度々々會所は届出の數等ありて役人立
入里て取計ふとふまハ新條約第二條自在貿
易乃定り違ひ不都合ふと毎之哉故ハ新條
約施行の舊封印を受け運上と拂ふと亦く斯
ハ至き一冬前書ふも并ハ亦るべくハ方脇
荷三割五分高法ハ砌捌條りの品賣拂返迄
授權宜く取計ありて下て殊ハ願事官在河
右江法ハ停廢一新條約ハ高法施行せし事
是ハ右一時ハ反計と引付ケ舊條約の十七
條を取行くと乃説き受ケかこく何事も同

意ふくかこくハ去エントレポット乃法を貿
易上ハおるて願ふ良法と思ふ間貴國を長
崎よりかきら以各國各港も取行ふ應記目
論見あれハ進々相議とふと亦るも亦る
夫迄ハ其許り我等ハ不同意ハ段貴國政
府ハ申立られ一返答も亦る應き同廢存ハ儀
ハ姑く差置り而も如何あるハ死ヤ第十條文
段ハ以由里て冬申立ハ趣も亦るハ同(長
崎)ハるて冬)の句ハ取除く應一右答書如斯
候拜具謹言

年月日

水野和泉守

板倉周防守

トケ札

トケ札

<p>本方脇荷高法の加勘残りの</p>	<p>品と有之はと三割五分高法乃</p>	<p>○ 節の勘残の品を新條約出施△</p>	<p>仍後不賣り故亦一時權互の</p>	<p>所呈以多しは事この症は</p>	<p>駿河守</p>
<p>長崎かゝてまの一向と反降く</p>	<p>魚との事神奈川相館は相</p>	<p>可申水脚下迄き乃論論考之は</p>	<p>と長崎の外は波戸場外の上</p>	<p>陸を不相成とは申は申文を通</p>	<p>相成る港差支なきは故</p>

駿河守

海舟書屋

